春日井市介護保険の要介護等認定に係る情報提供に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険に係る要介護等認定の決定過程の透明性を確保し、介護サービス計画の円滑な作成及び適正な利用を促進するため、要介護認定等に係る個人情報（以下「個人情報」という。）の提供（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供情報）

第２条　この要綱に基づき提供することができる個人情報は、次に掲げるものとする。ただし、次条第４号に掲げる者については、第１号及び第２号の情報に限るものとする。

⑴　認定調査票（調査実施者が識別される部分を除く。）

⑵　主治医意見書（介護サービス計画の作成等の利用以外の目的により情報提供の申出があった主治医意見書については、作成した医師の意見を聴いた上で、情報提供できる部分に限る。）

⑶　一次判定結果

⑷　介護認定審査会議事録（情報提供の申出のあった被保険者の審査判定に係る部分に限り、当該被保険者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている部分を除く。）

（情報提供の申出のできる者）

第３条　情報提供の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、第３号及び第４号に掲げる者については、被保険者の同意がある場合に限ることとする。

⑴　被保険者（被保険者であった者を含む。）

⑵　被保険者の成年後見人

⑶　被保険者の配偶者、直系血族及び３親等内の親族

⑷　被保険者と介護サービスの提供に係る契約を締結している事業者

（指定介護予防支援事業者から介護予防ケアマネジメントについて委託を受けた居宅介護支援事業者を含む。）

（情報提供の申出の手続）

第４条　情報提供の申出をしようとする者(以下｢申出者｣という。)が、前条第１号から第３号までに規定する者にあっては介護保険要介護等認定個人情報提供申出書（被保険者・親族用）（第１号様式）を、同条第４号に規定する者にあっては介護保険要介護等認定個人情報提供申出書（事業者用）（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申出者は、自己が前条各号に規定する者であることを証明する書類を提示し､又は提出しなければならない。

３　第１項の情報提供の申出は、介護保険法（平成９年法律第123号）第27条第７項に規定する要介護認定又は同法第32条第6項に規定する要支援認定に係る結果通知を受けた後でなければ行うことができない。

（情報提供の決定等）

第５条　市長は､前条第１項の申出書の提出があったときは、情報提供の可否について決定し､申出者に対し､介護保険要介護等認定個人情報提供回答書（第３号様式）により通知するものとする。

２　前項の通知は､提供の申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。

３　市長は､やむを得ない理由により前項の期間内に第１項の決定ができないときは､申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を介護保険要介護等認定個人情報提供回答延長通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（情報提供の実施）

第６条　情報提供は､閲覧又は写しの交付により行うものとする。

２　前項に規定する情報提供に係る費用は､無料とする。

（遵守事項）

第７条　前条の規定により情報の提供を受けた者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

⑴　提供を受けた資料（以下「提供資料」という。）を、申し出た目的以外に利用すること。

⑵　提供資料を、市長の承諾なく複写又は複製すること。

⑶　提供資料を第三者に対して漏えい又は紛失若しくは破損すること。

２　市長から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

３　必要がなくなった提供資料（市長の承諾を得て複写又は複製したものを含む。）は、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成11年11月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

２　この要綱施行の際、改正前の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の改正をして、又はそのまま使用することがある。

附　則

１　この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

２　この要綱施行の際、改正前の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の改正をして、又はそのまま使用することがある。

附　則

1　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

2　この要綱施行の際、改正前の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る情報提供に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の改正をして、又はそのまま使用することがある。

附　則

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険の要介護等認定に係る情報提供に関する要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る情報提供に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

附　則

（施行日）

1　この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る情報提供に関する要綱の規定は、令和４年10月１日以後に行われた情報提供の申出について適用し、同日前に行われた情報提供の申出については、なお従前の例による。

3　この要綱施行の際、改正前の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の改正をして、又はそのまま使用することがある。

附　則

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱施行の際、改正前の春日井市介護保険の要介護等認定に係る個人情報開示要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険の要介護等認定に係る情報提供に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の改正をして、又はそのまま使用することがある。

３　令和８年４月１日以前に記入された主治医意見書は、作成した医師が介護サービス計画等に利用されることに同意する署名のある場合に限り提供するものとする。